



第四次産業革命スキル習得講座認定制度 概要

2021年1月

経済産業省 経済産業政策局

産業人材政策室

1. 制度概要

2. 認定要件

3. eラーニング講座の認定要件の改定

4. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携

1. 制度概要（1）概要、創設の背景、目的

「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称「Reスキル講座」）とは

- I T・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度。

※ 厚生労働省が定める一定の要件を満たし、厚生労働大臣の指定を受けた講座は「専門実践教育訓練給付」の対象となる。

創設の背景

- 急激な産業構造の転換に対応するため、I T・データ等の分野に重点化した「**人材育成の抜本的強化**」が鍵。
- 働きながら第4次産業革命を見据えた能力・スキルを獲得できる職業訓練の充実が必要。

目的

将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、
社会で働く一人一人が、**より高度な専門性を獲得**するとともに、**スキル転換を促進し、
様々な専門性を活用して事業を創出等する能力・スキルを獲得**することのできると認められる
専門的かつ実践的な講座を経済産業大臣が認定、奨励することで、
社会人のキャリア形成を図ることを目的とする

1. 制度概要 (2) 創設の経緯

創設の経緯

- H27.9～H28.5 「産業構造審議会・新産業構造部会」**
第4次産業革命による産業・雇用等への影響について検討
- H28.12～H29.4 「第4次産業革命 人材育成推進会議」**
具体的な施策の在り方等について検討
- H29.4～6 「『第4次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）』に関する検討会」**
認定基準、認定の仕組みや考え方など、制度の運用方法に関して議論
- H29.6.15 検討会報告書とりまとめ**
- H29.7.31 制度創設**（第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程(経済産業省告示) 制定）
- H29.10 第四次産業革命スキル習得講座が厚生労働省「専門実践教育訓練給付制度」
における指定対象に追加**（H29.10告示改正。H30.4から適用）
- H29.9～10 第1回認定申請受付**
- H30.1 第1回申請認定**（16事業者23講座を認定）
- H30.4 第1回認定講座開講**

※以後、半年に1度の頻度で申請・認定を実施

1. 制度概要

2. 認定要件

3. eラーニング講座の認定要件の改定

4. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携

2. 認定要件（1）目標レベル・対象分野

■ 目標レベル

ITSSレベル4相当を目指す（以下のいずれかのレベル）

- ① 当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、業務上の課題の発見と解決をリードするとともに、後進育成にも貢献できるレベル
- ② 当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、新規ビジネスやサービス等の創出が可能であるほか、後進育成にも貢献できるレベル

【留意いただきたいポイント】

- 専門的・実践的な能力を育成するという制度の趣旨に鑑み、教育訓練時間が短いもの(20時間以下)は対象外
- 【参考：専門実践教育訓練給付制度においては、教育訓練の時間が30時間以上かつ期間が2年以内のものが指定対象】

■ 対象分野

① IT分野

- 新技術・システム：**クラウド、IoT、AI、データサイエンス**
（デザイン思考、アジャイル開発等の新たな開発手法との組み合わせを含む）
- 高度技術：**セキュリティ、ネットワーク**

② IT利活用分野

- 自動車分野のモデルベース開発、生産システム設計** 等

【留意いただきたいポイント】

- ①について、基礎・初級のITスキルは除く
- 対象分野に関する知識・技術等（「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項（以下、要項）別表1のとおり）を含むことが必要

2. 認定要件（参考）ITSSレベルと教育訓練給付

レベル	レベル定義（新スキル標準共通）
7	- 社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル - 市場への影響力がある先進的なサービスやプロダクトの創出をリードした経験と実績を持つ世界で通用するプレーヤ
6	- 社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル - 社内だけでなく市場から見ても、プロフェッショナルとして認められる経験と実績を持つ国内のハイエンドプレーヤ
5	- 社内において、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル - 社内で認められるハイエンドプレーヤ
4	- 一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベル - プロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する
3	- 要求された作業を全て独力で遂行するレベル - 専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する
2	- 要求された作業について、上位者の指導の下、その一部を独力で遂行するレベル - プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する
1	- 要求された作業について、上位者の指導を受けて遂行するレベル - プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する

第四次産業革命スキル習得講座【専門実践】

高度IT資格取得目標講座【専門実践】

一定の要件を満たすIT資格取得目標講座【特定一般】

※一定の要件を満たすものは厚生労働省「教育訓練給付制度」における指定対象となる

【専門実践】→専門実践教育訓練給付

【特定一般】→特定一般教育訓練給付

2. 認定要件（2）講座・実施機関の要件

■ 講座の要件

- ✓ 育成する職業能力・スキル、訓練の内容を公表していること
- ✓ 必要な実務知識、技術、技能を習得させる教育訓練であること

【留意いただきたいポイント】

- 座学や定められた手順に沿って実施する演習等による知識の習得だけではなく、実践的な内容（受講者が課題等を自ら考える機会や習得した知識・技術を実際に試行・実践する機会を設ける 等）が必要
- ✓ 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な授業がカリキュラムの半分以上を占めていること
- ✓ 審査、試験等により教育訓練の成果を評価していること
- ✓ eラーニング等の社会人が受けやすい工夫をしていること
- ✓ 事後評価の仕組みを構築していること 等

■ 実施機関の要件

- ✓ 継続的・安定的に遂行できること(講座の実績・財務状況等)

【留意いただきたいポイント】

- 原則として申請日の1年以内に、申請講座と同じ課程の教育訓練を実施し終了していることが必要
- 実施主体が教育訓練事業を開始した日以降、申請の日までに1営業年度以上の事業実績を有することが必要
- ✓ 適切に実施するための組織及び設備等を有すること
- ✓ 欠格要件等に該当しないこと 等

1. 制度概要

2. 認定要件

3. **eラーニング講座の認定要件の改定**

4. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携

3. eラーニング講座の認定要件の改定（1）概要、留意事項

- 全国で認定講座の受講の機会を確保するため、従前は認定対象外としていたeラーニング講座（全ての授業をeラーニング等で行うもの）も認定対象とする。

（第6回認定から適用）

■ 演習等をeラーニングで行う場合の留意事項

- ✓ 演習等（実習、実技、演習を又は発表を伴う授業その他実践的な授業）が教育訓練の半分以上を占めること（通学を要する講座と同様）
- ✓ 双方向又は多方向に演習等を行うための措置が講じられていること

■ 全ての授業をeラーニングで行う場合の留意事項

- ✓ 標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握
- ✓ 適切な方法による受講者の本人確認
- ✓ 訓練目標を達成するための体制整備（必要な数の添削指導員を配置等）

※認定要件の詳細は、『「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項』3.（8）【留意事項】に記載

3. eラーニング講座の認定要件の改定（2）要件及び実例

要件		OK 例	NG 例
全ての授業をeラーニング等で行う講座	標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握	➤ LMS等による学習状況の管理 ➤ メンターによる学習スケジュール設計、メンタリング、チャット質問対応	➤ 講義動画の配信・教材の配布のみ
	受講者の本人確認	➤ IDとパスワードによるログインと動画通信等による直接のコミュニケーション	➤ 本人確認を行っていない
	訓練目標を達成するための体制整備 (必要な数の添削指導員を配置等)	➤ 受講定員に対して適切な数の講師・メンター配置	➤ 講師・メンター等がない又は受講定員に対して著しく不足 ➤ 個々の受講者の学習管理や質問対応などフォロー体制がない
演習等をeラーニング等で行う講座	双方向又は多方向に演習等を行うための措置	➤ 疑似環境を用いた演習(双方向で実施のもの) ➤ ビデオチャット等を用いたプレゼンテーション ➤ オンラインディスカッション/グループワーク	➤ 演習課題が、多肢選択形式の確認テストのみ/自動採点等により一律に合否を判定するのみのもの

本認定制度における「実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業」（演習等）の定義（実施要項より抜粋）

演習等とは、双方向又は多方向に行われる以下のような内容を授業の中に含むものを指します。

- (ア) 疑似環境を用いた実習、実技、演習等を含む実践的なもの
- (イ) プレゼンテーション等の受講者側からの発表を含むもの
- (ウ) ディスカッション、グループワーク、ワークショップ等の手法を含むもの

1. 制度概要

2. 認定要件

3. eラーニング講座の認定要件の改定

4. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携

4. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携

- 経済産業大臣が認定した講座のうち、厚生労働省が定める一定の基準を満たし、専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けた講座については、以下の制度を利用することができます。

受講者のみなさま

専門実践教育訓練給付金の支給

- 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方が専門実践教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給します。

※ なお、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職中のうち一定の要件を満たす方に対しては、基本手当日額の80%が訓練受講中に2か月ごとに支給されます（令和3年度末まで）

給付の内容

- ・ 受講費用の50%（上限年間40万円）が6か月ごとに支給されます。
- ・ さらに受講を修了した後、1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された又は引き続き雇用されている場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加で支給します。

企業のみなさま

人材開発支援助成金の支給

- 従業員に専門実践教育訓練を受講させ、または受講を支援する場合に、人材開発支援助成金により、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部について助成金を受けられます。

助成額／助成率

- ・ 人材開発支援助成金特定訓練コース
経費助成：45%（30%）
賃金助成：760円（380円）
1人1時間あたり

※括弧内は、中小企業以外の助成額・助成率

※上記給付金、助成金には様々な受給要件がありますので、詳しくは厚生労働省のHP等をご覧ください。